

仕 様 書

第1条 適用

この仕様書は、鳴門市企業局水道事業課発注の「折野ポンプ室 No.2 ポンプ及びモーター維持修繕」に適用する。

第2条 修繕概要

本修繕は、折野ポンプ室にある No.2 ポンプ及びモーターを分解整備し、施設の機能維持を図るために行うものである。

- | | |
|----------|---------------------|
| (1) 修繕場所 | 鳴門市北灘町折野 |
| (2) 修繕期間 | 契約締結の翌日 ～ 令和5年2月24日 |
| (3) 修繕内容 | ポンプ分解整備 1式 |
| | モーター分解整備 1式 |

第3条 交換部品

(1) ポンプ

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① シャフト | 1式 |
| ② インペラー (小)、インペラー (大) | 各1個 |
| ③ ボールベアリング | 2個 |
| ④ オイルシール | 2個 |
| ⑤ グランド | 1個 |
| ⑥ ランタンリング | 1個 |
| ⑦ グランドパッキン | 5枚 |
| ⑧ ケースウェアリング | 4個 |
| ⑨ ミズキリ | 1個 |
| ⑩ ステージスリーブ | 1個 |
| ⑪ ザガネ | 1個 |
| ⑫ オイルゲージ | 1個 |
| ⑬ スタッドボルト | 2個 |
| ⑭ Rネジプラグ、エア抜きプラグ | 各1個 |
| ⑮ ホソメ6カクナット | 1個 |
| ⑯ キー | 1式 |
| ⑰ 圧力計、連成計 | 1式 |
| ⑱ ボルト・ナット・パッキン類 | 1式 |
| ⑳ フレキシブルジョイント | 1個 |

(2) モーター

- | | |
|-----------------|----|
| ① ベアリング 6308LLB | 1個 |
| ② ベアリング 6207LLB | 1個 |

第4条 関係法規等の遵守および注意事項

- (1) 受注者は、本修繕の施工にあたり、契約書、本仕様書及び労働安全衛生法等関係法令を遵守するとともに労働災害および公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めることとする。
- (2) 受注者は、事前に作業日程や作業内容について監督員と協議を行うこととする。現地作業時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。また、作業開始前は監督員に着手の連絡を行い、作業終了後は、監督員に終了及び作業内容についての報告を行うこととする。
- (3) 受注者は、当該電動弁の取り外しによる設備の使用不可の期間を極力短縮するように努めることとする。
- (4) 受注者は、本作業を行う場合、作業範囲内における火気取締り、作業員の負傷等の各種事故防止について、万全の安全対策等の措置を講ずることとする。修繕中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、監督員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。
- (5) 受注者は、修繕を実施する上で必要な資材、工具、測定器、消耗品等は、全て受注者にて準備しなければならない。
- (6) 受注者は、作業毎に施工状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受けること。写真はカラーとし、作業の着手前、完成の状態については同一箇所より同一方向に撮影するものとする。
- (7) 受注者は、作業完了後、監督員立会のもと完了確認を行うこととする。

第5条 提出書類

- (1) 修繕写真台帳 2部
- (2) 請求書 1部
- (3) その他、監督員が必要と定める書類 1式

第6条 その他

- (1) 受注者は、監督員の指示に従い、相互に協調し業務を円滑に遂行するものとする。
- (2) その他、疑義が生じた場合は、発注者、受注者両者協議により対処するものとする。ただし、軽微なものについては、監督員の指示に従うものとする。
- (3) 本仕様書は作業の概要を示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、受注者が現場等の状況に応じて美観上、または施設管理上必要と認めた作業については、受注者は契約金額の範囲内で実施することとする。